

令和7年11月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和7年12月4日～5日

場 所 第3委員会室

令和7年12月4日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第22号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第25号 令和7年度宮崎県育英資金特別
会計補正予算(第1号)

○議案第26号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(電気事業)補正予算(第1号)

○議案第27号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(工業用水道事業)補正予算
(第2号)

○議案第28号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(地域振興事業)補正予算(第
1号)

○議案第31号 市町村立学校職員の給与等に関
する条例等の一部を改正する条
例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現
状と被害防止対策について

・令和7年度各事業の上半期の状況について

・令和8・9年度の売電入札結果について

・地域振興事業について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員 長 荒 神 稔
副委員 長 永 山 敏 郎

委員 坂 口 博 美
委員 中 野 一 則
委員 安 田 厚 生
委員 本 田 利 弘
委員 工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 高 井 良 浩
警 務 部 長 奈 良 文 代
警 務 部 参 事 官 兼 奥 野 仁
首 席 監 察 官
生 活 安 全 部 長 三 木 健 次
刑 事 部 長 迎 修 二
交 通 部 長 黒 瀬 信 太 郎
警 備 部 長 河 野 博 之
サイバー捜査課長 仙 頭 雅 弥
警 務 部 参 事 官 兼 寺 田 健 一
会 計 課 長
警 務 部 参 事 官 兼 中 武 泰 博
警 務 課 長
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 小 野 哲 也
生 活 安 全 少 年 課 長
交 通 部 参 事 官 兼 佐 藤 勝 重
交 通 企 画 課 長 兼 交 通 規 制 課 長
総 務 課 長 後 藤 泰 三
総 合 管 理 課 長 安 井 照 和
生 活 環 境 課 長 水 増 勝 二
運 転 免 許 課 長 岩 田 浩 幸

企業局

企 業 局 長 松 浦 直 康
副 局 長 大 野 正 幸
(総 括)

副 局 長 (技 術)	松 山 英 雄
技 監	小 野 一 彦
総 務 課 長	奥 野 真 一
経 営 企 画 室 長	栢 木 良 一
工 務 管 理 課 長	山 元 孝 訓
施 設 保 全 課 長	結 城 善 行
発 電 設 備 課 長	安 藤 忠
総 合 制 御 課 長	西 本 修 一

教育委員会

教 育 長	吉 村 達 也
副 教 育 長	柏 田 学
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	田 中 幸 一
教 育 政 策 課 長	須 波 勇 一 郎
参 事 兼 財 務 福 利 課 長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	安 部 博 己
高 校 教 育 課 長	長 友 美 紀
義 務 教 育 課 長	柚 木 山 尚 未
特 別 支 援 教 育 課 長	山 之 口 義 弘
教 職 員 課 長	菊 池 武 司
生 涯 学 習 課 長	中 村 敏 彦
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 中 裕 久
文 化 財 課 長	田 中 礼 子
人 権 同 和 教 育 ・ 生 徒 指 導 課 長	川 越 政 紀
図 書 館 長	田 代 暢 明
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 長	井 上 大 輔

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第31号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダまたはお手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので参考にお配りしています。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○高井警察本部長 本会議場において着任に当たっての所信は既に述べさせていただいたところではありますが、改めて申し上げます。

県内の治安情勢を的確に捉えまして、県民の皆様との安全と安心のため全力で努力をしております。

荒神委員長をはじめ委員の皆様には、引き続き県警察に対する御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、執行部のメンバーであります生活安全部サイバー戦略局長、梅原警視は体調不良によ

り欠席をさせていただいております。サイバー捜査課長の仙頭警視が代理出席をさせていただいております。

本日御審議いただきます議案が1件、報告事項が1件、その他報告事項が1件ございます。

まず、議案につきましては、議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」であります。

次に、報告事項につきましては、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

その他報告事項につきましては、「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と被害防止対策について」であります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○荒神委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、令和7年11月県議会提出の議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」公安委員会関係について御説明します。

資料の3～4ページ、歳出予算説明資料を御覧ください。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正となります。

給与改定に伴い必要となる人件費の所要額を計上しております。補正額の総額は6億5,252万1,000円となります。

内訳につきましては、職員の人件費が6億1,674万5,000円、会計年度任用職員の人件費が3,577万6,000円となっております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようでございますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料の5ページを御覧ください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、県有車両による交通事故2件になります。

一覧表の上から順に説明します。

1件目の交通事故につきましては、令和7年6月7日、午前11時45分頃、宮崎南警察署の警察官が公用車を運転して民家の駐車場から右折発進する際、進路右前方に設置されたブロック塀に公用車の右側面を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認によるもので、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額は、ブロック塀の修理費として6万2,700円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、車両修理費として18万7,000円を県費から支出しています。

次に、2件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年6月30日、午後5時35分頃、高鍋警察署の警察官が公用車を運転して国道10号を走行中、中央分離帯側の第2車線から歩道側の第1車線に車線変更をした際、第1車線で公用車の左後方を走行していた相手方車両の右前部に公用車の左側面を接触させたものです。

原因につきましては、当該職員に左後方安全不確認、相手側に動静不注視の過失があり、過

失割合は県側70%、相手方30%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、相手方車両の修理費として14万8,302円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、車両修理費として9万13円を県費から支出しています。

県警では、引き続き交通事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○三木生活安全部長 それでは、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と被害防止対策について報告いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の6ページを御覧ください。

初めに、項目1の特殊詐欺等の現状であります。

(1)の特殊詐欺の認知・被害額につきましては、令和3年から増加傾向となり本年は9月末現在で認知75件、被害額約2億6,618万円、前年同期より36件、約1億9,344万円増加しております。

(2)のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・被害額につきましては、令和6年から統計を取り始めており、本年は9月末現在で認知58件、被害額約8億5,208万円で、前年同期より4件、約3億1,312万円増加しております。

特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を合わせた被害認知総数は133件、被害額総額は約

11億円を超えております。

右側の棒グラフが過去10年の被害の推移であります。

資料7ページを御覧ください。

項目2の特殊詐欺等の特徴について説明いたします。

(1)の増加傾向の手口につきましては、右にあります(2)の特殊詐欺の手口別構成比の円グラフで示すとおり、架空の有料サイト利用料金等を請求する架空料金請求が特殊詐欺被害額全体の52%を占めております。

架空料金請求詐欺には、副業をするための登録料や手数料等名目の副業詐欺、有料サイト利用料金詐欺、パソコンのウイルス除去費用を名目としたサポート詐欺等があります。

次に、オレオレ詐欺が全体の約33%を占めており、これらは全て警察官を名乗って「あなたの口座が犯罪に使われている」などとSNS上で警察手帳や逮捕状を見せて不安をあおり、資金調査を名目として現金等をだまし取る偽警察詐欺であります。

そして、これらの特殊詐欺では、近年、プラスから始まる国際電話番号を悪用した手口が、増加しております。

(3)のグラフは、特殊詐欺被害者の年齢構成比を示したものです。65歳以上の被害者は約23%と依然として被害の大きな割合を占めています。

次に、8ページを御覧ください。

(4)では、SNS型投資・ロマンス詐欺の2つの大きな手口について記載しておりますので、説明いたします。

手口の一つであるSNS型投資詐欺については、インターネット上で著名人の名前・写真を悪用したり、SNS上で知り合った相手などが

「必ずもうかる投資の方法を教えます」などのうその情報で投資に勧誘し、被害者がだまされ、投資した後もいかにももうかっているかのような偽の情報で信じさせ、継続してお金をだまし取る詐欺です。

次に、SNS型ロマンス詐欺については、SNSやマッチングアプリなどで知り合った被害者に優しい言葉で好意を抱かせ、うその交際、結婚をするための資金などと言ってお金を振り込ませたり、偽の投資アプリに誘導するなどしてお金をだまし取る詐欺です。

(5)のグラフは、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者の年齢層を示したものです。50歳代が約28%と最も大きな割合を占め、次に40歳代の約19%、30歳代の約17%と続き、高齢者を含め幅広い年代に被害が広がっております。

(6)グラフは、SNS型投資・ロマンス詐欺の犯人との最初の接触ツールを示したものです。最近の手口としましては、交際相手などを求めるマッチングアプリが22%、趣味や自己表現の投稿に使われるインスタグラムが19%となっています。

これら最初の接触ツールで連絡を取り交わした後、全体の84%が犯人からLINEに誘われ連絡を取り、投資話などを持ちかけられ被害を受けております。

このような現状を踏まえまして、県警察本部におきましては特殊詐欺等の被害防止対策として、次の大きく3つの対策を推進しております。

9ページを御覧ください。

1つ目は、項目3の(1)、まずは犯人からの電話を取らせない、撃退力向上対策であります。

アの地域警察官による特殊詐欺等撃退ローラー作戦につきましては、交番・駐在所勤務の

地域警察官が、直接、県民の方々のお宅を訪れ、被害防止啓発チラシを配布しての注意啓発や、イの自動通話録音機貸出しの周知・申込み手続の支援、ウの国際電話着信拒否設定の周知・申込み手続の支援を推進しております。

この撃退ローラー作戦で警察官が訪問し注意喚起を行った訪問件数は、今年5月以降、9月末現在で4万8,055戸になります。

イの自動通話録音機の貸出・申込み手続きの支援につきましては、固定電話に設置する機械で電話での会話を録音する機能のほか、犯人の犯行を諦めさせるため、電話の呼び出し音が鳴る前に「振り込め詐欺防止のため、会話内容が自動的に録音されます」とアナウンスする警告メッセージ機能等がついており、無償で貸出しをしております。

今年度9月末現在の新規貸出し数は、撃退ローラー作戦の効果もあり303台と前年同期と比べ246台増加しております。

ウの国際電話着信拒否設定の周知・申込み支援につきましては、国際電話不取扱センターに固定電話の国際電話着信拒否設定を申し込むことで、特殊詐欺等の犯行に多く使われている国際電話番号からの着信をブロックできるもので、その手続の周知と申込み支援を推進しております。

今年度9月末現在の県内の撃退ローラー作戦における申込み件数につきましても4,711件と、昨年度の10倍以上の申込みがなされております。

エの特殊詐欺等被害防止推進モデル地区の指定につきましては、県内の高齢者クラブの中から今年度は19地区を指定し、自動通話録音機の積極的な貸出しや特殊詐欺等の被害情報などを含む防犯メールの加入促進を図るなどの取組を推進しております。

次に、10ページを御覧ください。

被害防止対策の2つ目は、(2)のだまされないための広報啓発である看破対策です。

アの県警ホームページにおける手口紹介につきましては、実際の特種詐欺の犯人が県内居住の方に電話をかけてきた音声を県警ホームページ上に公開し、注意啓発を行っております。

音声の内容については、「過去に利用したインターネットサイトの料金が支払われていない。払わないと裁判にする」などと言葉巧みにだまそうとする状況が録音されております。この音声内容は地元テレビ局でも放送され、この音声を聞いた方が実際に詐欺の被害に遭わなかったケースも報告されています。

イの防犯メールやX、地域安全情報等を活用したタイムリーな情報発信については、県警察本部では、特種詐欺等の手口や被害状況についてメールや回覧板などの様々な広報媒体を介して情報発信を行い、最新の特種詐欺等の手口などについて迅速かつ広範囲に県民への周知を図っています。

ウのショートメッセージを活用したメール対応訓練の実施については、近年、犯人から送信されたショートメッセージをきっかけに特種詐欺被害に遭う高齢者が増加している現状を踏まえ、高齢者を対象とした実践的な訓練であります。

実際には、特種詐欺被害防止推進モデル地区の会員へ、県警が作成した詐欺内容の模擬メールをショートメッセージで送信して不審メールを体験してもらい、そのときに取った対応について研修会で検証することで対応能力の向上を図ることを目的としています。

エの団体・企業と連携した被害防止対策の推進については、県警では、協力団体・企業と連

携した大型ビジョンを活用しての広報啓発や啓発動画の制作、企業商品への注意喚起広告の掲示など多くの広報啓発活動を推進しております。下の写真にその一部を載せております。

続きまして、11ページを御覧ください。

被害防止対策の3つ目は、(3)のだまされていることに気づいていない方の被害を水際で止める未然防止対策であります。

アの金融機関との連携につきましては、65歳以上の高齢者を対象にATMの振込金額の上限を制限することで、高額被害防止や金融機関の方が声かけのできる機会をつくる協力をいただいております。

また、65歳以上の高齢者の窓口での高額現金の引き出しについても、振込の手続をする際に、特種詐欺の手口が記載されたチェックシートを活用して積極的に声かけを行っていただくようお願いしているところであります。

イのコンビニエンスストアとの連携につきましては、特種詐欺の架空料金請求等で未払いの料金やパソコンウイルス感染修理費名目で高額電子マネーの購入を指示され、カードに記載された番号を犯人に伝え被害に遭う手口が多いことから、電子マネー購入者が高齢者の場合1万円以上を、また5万円以上の購入者の場合は年齢に関係なく販売する前に全件を110番通報してもらうように協力していただいております。

これにより、電子マネーによる被害を受けていないか確実にチェックする対策を取っています。

ウの宅配業者との連携につきましては、特種詐欺でだまされ、現金を宅配便で送付させる被害を防止するため、県警が制作したチェックシートを活用して顧客にだまされていないか呼

びかけていただいています。

また、詐欺被害に気づかせる特殊詐欺被害防止用付箋紙を荷物の送り状に事前に貼っていただき、注意喚起を行っていただいております。

エのコンビニサポートポリスの運用につきましては、県内のコンビニエンスストア全店舗に担当警察官を指定し、担当警察官が定期的に立ち寄り、特殊詐欺等の防犯情報を共有し、警察への通報や相談しやすい顔が見える関係の構築を図っております。

オの特殊詐欺等被害防止マイスター制度の活用につきましては、県警では、コンビニエンスストア等の各店舗を指導する立場にあるエリアマネージャーや過去に3回以上、特殊詐欺被害を未然に防止した従業員等をマイスターとして指定し、この方たちをリーダーとして未然防止活動の活性化を図る取組を推進していただいております。

今年6月には、マイスターを対象とした研修会を開催し、お客様対応要領等の教養を実施しております。

カのタクシー協会との連携につきましては、タクシー協会と防犯情報を共有し、特殊詐欺に関する不審電話が特定の地域で相次いだ場合の情報提供を行い、特殊詐欺等の犯罪被害者や犯人がタクシーを利用するなどした場合の警察への通報を依頼しております。

実際に乗車した客がだまされてコンビニエンスストアで電子マネーを購入しようとした際、被害を食い止めていただいたり、キャッシュカード等をだまし取った犯人がタクシーで逃走を図った際、タクシー運転手が手配情報の男に似ていると通報し、逮捕に至ったものがあります。

最後に、(4)の未然防止件数についてであ

ります。

特殊詐欺等の被害の未然防止件数は、今年9月末現在では91件となっており、金融機関やコンビニエンスストアに勤務する方々の御尽力により、総額約2億7,424万円にも上る被害を未然に防止していただいているところであります。

以上、説明してまいりましたが、これら以外にも特殊詐欺等被害防止対策を行っております。

県警におきましては、地域の隅々まで被害防止情報が行き渡り、県民の皆様に関心を持ってもらい、特殊詐欺等の被害に遭わないよう引き続き関係事業者と連携し、官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○安田委員 資料11ページで教えてください。

宅配業者との連携でチェックシートというのがありますけれども、どのようなチェックシートなのか教えてください。

それと、その下にありますコンビニサポートポリスの運用ですが、「担当警察官を指定し」とありますけれども——地方に行きますと派出所協力委員会とかありますよね。私もあれに顔を出すと1年に1回ぐらいで警察官の方がどんどん変わります。覚えたばかりの警察官の人とお付き合いすることになるんですけれども、やっと覚えたとしても、すぐ警察官が次の場所に異動するというのでありまして、どのぐらいの割合でコンビニエンスストアに立ち寄って、関係を深めているのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○三木生活安全部長 まず、宅配業者のチェッ

クシートの内容について御説明します。

この宅配業者に対する宅配便に関する注意喚起のチェックシートといたしましては、要は現金を、直接、宅配便で送ってこいと犯人から指定されて被害を受ける被害者が多くございまして、これに対応するためにチェックシートにおいて「宅配で現金を送ることはできません」、「宅配で現金を送るなどの指示をされていませんか」とか、詐欺の手口、内容を説明しまして、お客様にこれは被害に遭っているのではなかろうかというのを感じさせるというような内容のシートになっております。

次に、コンビニサポートポリスの件について説明します。

コンビニサポートポリスは、実際にコンビニエンスストアに立ち寄る回数は少なくとも月1回以上と決めております。月2回ぐらいは当然回ってもらいたいということです。

やはりコンビニという店舗の特殊性から、24時間で経営されているところで、ほかにも万引きとか、特殊詐欺以外にもコンビニが非常に困っている事象もあります。そういったことについても相談に乗るという形でしております。

対応する警察官は、そこを管轄する交番、駐在所の警察官が回っています。委員が御指摘しましたとおり、やはり転勤というものが警察官もございまして、担当しても顔を覚えたばかりでまた変わるかもしれないという御不安はあると思いますが、月2回は回っていただくというように協力しておるところでありますので、顔を突き合わせた形で、人と人との触れ合いでそういった防止対策を図っていただきたいとお願いしているところであります。

○本田委員 詳細に御説明ありがとうございます。

資料6 ページなんですけれども、特殊詐欺の被害額とSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額の平均を見ると、特殊詐欺のほうが令和6年9月までと令和7年9月までを比較すると約186万円から約354万円に上がっていると、SNS型投資・ロマンス詐欺は約998万円から約1,469万円に上がっていて、1件当たりの金額がかなり上がっているんですが、一番大きな被害額というのはそれぞれ幾らなんでしょうか。分かれば教えてください。

○三木生活安全部長 大きな被害額としまして、令和7年9月末現在の今年のことについて御説明しますが、特殊詐欺については最高金額が4,001万円、これはオレオレ詐欺被害であります。振込型のネットバンキング対応で1件だけで約4,000万円を取られております。

SNS型投資・ロマンス詐欺の今年最高金額につきましては、約1億1,426万円、これは投資目的で詐取されております。

○本田委員 かなりの高額な金額なんですけれども、この要求の内容はそれぞれ昨年と今年と変わっていないくて、詐欺に遭った額が大きくなっているという認識でよろしいですか。

○三木生活安全部長 額につきましては、先ほどの説明の中でもありましたが、被害額総額が11億1,826万円となっており、これは既に令和6年の1年間分を超えております。

では、なぜこれだけ被害が増えているかというところにつきましては、SNS型投資・ロマンス詐欺のほうの被害が高額でございます。

一番特徴なのは、8ページにSNS型投資・ロマンス詐欺の説明が書いてありますが、接触ツール等で投資に話を持ち込まれていって、投資による高額な被害に遭っております。

やはり投資というところで、インターネット

上で偽の広告とかが出されていて、それで被害者が応募してくるといふか、話に乗ってくる。被害者が声をかけてくるのがありますが、被害者のほうも乗ってくるというようなことで——投資でございますから、非常に大きい金額を1回の被害で渡してしまうというような状況であります。

○**本田委員** 手口が巧妙になっていて、さらに要求額も増えてきていると、いけばロマンスで入ったんだけど最終的には投資に持っていくと、その額が非常に大きいということだろうと思います。

そうはいつても、この11ページを見ると、未然防止の額でいうと特殊詐欺と同じぐらいの未然防止ができていているということなんです、しっかりやっていたらいたるんだなというところを感じておりますけれども、被害が巧妙化している、さらに力を入れていただきたいというところでもあります。

○**工藤委員** 同じく資料8ページのSNS型投資・ロマンス詐欺の最初の接触ツールとして、見ている限りでは、SNSが大変多いと感じております。

SNSを利用される方は、20代、30代、10代も含めて——自分の姪っ子とかもSNSはユーチューブやT i k T o kとか結構見ているんですが、10代、20代の方たちに対する今後の未然防止について教育委員会などとの連携はどのようにやっているのか教えていただければと思います。

○**三木生活安全部長** 年齢を問わず、こういったSNSで入っていつて被害に遭うケースも多くございまして、特に若い年代についてもこのSNS型投資・ロマンス詐欺については被害があります。

こういったところで、学校等に対して警察としましては情報モラル教室というようなものを開いて、実際に講演をしております。そういったところでこういった手口や現状をお伝えして、若い世代に注意喚起をさせてもらっているところでもあります。

○**工藤委員** T i k T o kとかを見ていると、何回かに1回は有名なホリエモンや前澤さんとかが出てきて「絶対もうかる。やらないとおかしいですよ」みたいな動画が——A Iがどんどん発展してきているので、また分かりにくいといふか、偽物でも本物と思わせるような動画が多々あるので、やはり使う方に対してもっと広報を——宮崎県警のT i k T o kとかを使っただけであればいいのかなと思いますけれども、SNSを見ている方がより詐欺にかからないような広報の仕方とか、もっと工夫していただければなというふうに思います。

○**永山副委員長** 資料8ページで、先ほど工藤委員からもSNSが入り口となって被害に遭うことが多いということだったんですが、宮崎県警ではやりきれないかなと思うんですけども、インターネット広告での詐欺に対する啓発を警察庁として取り組まれている事例とかというのはどんな状況でしょうか。

○**三木生活安全部長** 広告というものにつきまして警察庁の指導等もありまして、いわゆるこういった広告に関しての啓発動画を警察庁のほうからも提供をいただいています。それを機会があるごとに注意喚起の材料として使わせていただいているところでもあります。

○**永山副委員長** 全国的にもうそれぞれ取り組まれているということで、引き続きよろしくお願ひします。

○**荒神委員長** それでは、その他で何かござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようでございますので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時41分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長に概要説明を求めます。

○松浦企業局長 まず、お礼を申し上げます。

先月4日に、一ツ瀬川県民ゴルフ場を調査していただきました。誠にありがとうございます。かなり厳しい経営状況が続いております。今後の地域振興事業の在り方について、今、しっかりと検討する段階にあると考えております。

そういう中で、今年度は利用者の方々の状況というものを改めて分析し、どういった取組が必要なのかということを考えて上で、取組を行ってきております。その経過については、後ほどその他報告事項の中で報告させていただきたいと思っております。

それでは、本日御審議いただきます事項について御説明をさせていただきます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案であります。3件ございまして、議案第26号が「令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。議案第27号が「令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）」であります。議案第28号が「令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」であります。

それから、Ⅱ、その他報告事項であります。3件ございます。まず、令和7年度の各事業の上半期の状況について、それから令和8・9年度の売電入札結果について、それから地域振興事業について、この3件でございます。

それぞれ詳細につきましては、担当の課長、室長のほうから御説明をさせていただきます。

○荒神委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奥野総務課長 資料の3ページを御覧ください。

議案第26号「令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

1の補正の理由につきまして、まず（1）ですが、給料表の改定等に伴いまして、職員の給料手当等を増額するものであります。

次に（2）ですが、国の補正予算等を受けまして、県土整備部において、多目的ダム改良工事の増額補正を行うため、企業局においてもその費用の一部を負担する共同施設負担金を増額するものであります。

2の補正額であります。収益的収入及び支出につきまして、表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり、4,648万1,000円の増額補正をお願いするもので、補正理由の（1）の給料表の改定等に伴うものであります。

この結果、補正後の電気事業の事業費の合計は、太枠の計の欄にありますとおり、66億4,647万円となります。

これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス11億9,372万2,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきまして、表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり、8億7,806万5,000円の増額補正をお願いするものです。先ほど補正理由の(2)で御説明しました共同施設負担金の増に伴うものであります。

この結果、補正後の資本的支出の合計は、太枠の計の欄にありますとおり、44億9,549万9,000円となります。

これにより、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス44億1,442万2,000円となります。

次に、5ページを御覧ください。

議案第27号「令和7年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第2号)」であります。

1の補正の理由ですが、先ほど御説明しました電気事業と同様に、給料表の改定等に伴うもので、2の補正額は、収益的収入及び支出について、表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり、314万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、太枠の計の欄にありますとおり、4億8,032万6,000円となります。

これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス1億265万4,000円となります。

次に、6ページを御覧ください。

議案第28号「令和7年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

こちら先ほど御説明しました電気事業及び工業用水事業と同様に、給料表の改定等に伴うもので、2の補正額は、収益的収入及び支出に

つきまして、表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり、4万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

この結果、地域振興事業の事業費の合計は、太枠の計の欄にありますとおり、1,900万4,000円となります。

これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、131万6,000円となります。

補正予算に係る説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようでございますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○奥野総務課長 その他報告事項、令和7年度各事業の上半期の状況について御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

初めに、1、電気事業の業務状況であります。

(1)事業の概況につきまして、①供給電力量の表、太枠で囲ってあります上半期計の欄を御覧ください。

左から3列目にあります供給電力量の実績(B)は2億7,404万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は98.2%となっております。

次に、8ページをお願いします。

②電力料金収入の表、太枠の上半期計の欄を御覧ください。

電力料金収入の実績(B)は26億5,743万円余で、目標に対する達成率は98.0%となっております。

次に、9ページをお願いします。

(2) 経理の状況であります。①収益的収入及び支出のア、収入の表、太枠の事業収益の欄を御覧ください。

左から4列目の上半期収入済額(C)は29億1,206万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は98.4%となっております。

次に、10ページを御覧ください。

イ、支出の表、太枠の事業費の欄であります。上半期執行済額(C)は19億6,907万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は88.2%となっております。

次に、11ページを御覧ください。

②資本的収入及び支出であります。

これは、固定資産などに係る収支を表すものであります。

まず、ア、収入であります。工事負担金や貸付金返還金につきましては、下半期に請求を行うこととしておりますことから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イ、支出の表、太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額(C)は2億4,068万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は84.0%となっております。

次に、12ページを御覧ください。

工業用水道事業の業務状況について御説明します。

まず、(1)の事業の概況であります。①給水状況の表、太枠、上半期計の欄を御覧ください。

給水料金収入の実績(B)は1億6,990万円余で、目標に対する達成率は100%となっております。

次に、14ページを御覧ください。

(2) 経理の状況であります。

①収益的収入及び支出のア、収入の表、太枠の事業費収益の欄を御覧ください。

事業収益の上半期収入済額(C)は1億9,026万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は100.1%となっております。

15ページを御覧ください。

次に、イ、支出の表、太枠の事業費の欄につきまして、事業費の上半期執行済額(C)は1億2,717万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は85.5%となっております。

次に、16ページを御覧ください。

②資本的収入及び支出であります。

ア、資本的収入につきましては、今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イ、支出の表、太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額(C)は135万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は0.9%となっております。

これは、施設の防水壁工事の完了が下半期にずれ込んだため、下半期に支払う予定としております。

17ページを御覧ください。

最後に、3、地域振興事業の業務状況について御説明します。

まず、(1)事業の概況であります。①ゴルフコース利用状況の表、太枠の上半期計の欄を御覧ください。

上半期の利用者数の実績(B)は9,604人で、本年度は、利用者増に向けた各種のキャンペーン、インスタグラム等による情報発信に取り組みまして、前年度上半期と比較した利用者数は増加しておりますが、目標に対する達成率は74.4%となっております。

次に、18ページを御覧ください。

②施設利用料収入ですが、これは指定管理者から納付されるもので、下半期に納付することとしていますことから、上半期の実績はありません。

次に、19ページを御覧ください。

(2) 経理の状況につきまして、①収益的収入及び支出のア、収入の表、太枠の事業収益の欄を御覧ください。

上半期収入済額(C)は79万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は82.5%となっております。

次に、20ページをお願いします。

イ、支出の表、太枠の事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額(C)は916万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は97.8%となっております。

次に、21ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

ア、収入であります。今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イ、支出の表、太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額(C)は22万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は35.9%となっております。

これは、ゴルフ場の駐車場に設置している太陽光発電の売電共用設備の更新費用が執行見込みを下回ったことによるものであります。

以上が、企業局が実施しております3つの事業の上半期の業務状況でございます。

なお、22ページ以降は参考といたしまして、事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付しております。

申し訳ありません。先ほどちょっと説明を飛ばしたところがございます。工業用水道の業務につきまして、12ページ①の給水状況のところの説明を飛ばしておりました。給水状況につきましては、太枠の上半期計の欄につきまして、上半期の常時使用水量の実績(B)は1,060万立方メートル余で、目標に対する達成率は100%となっております。

○栢木経営企画室長 それでは、令和8年・9年度の売電入札結果について御報告いたします。

29ページを御覧ください。

1の非FIT電気の入札であります。企業局の水力発電所で発電する非FIT電気の売電料金は、九州電力株式会社との電力受給に関する基本契約書に基づき、総括原価に準じた価格交渉によりこれまで決定しておりましたが、令和8年3月をもってその契約が満了となることから、国の通知に基づき一般競争入札により、契約先及び契約単価の決定を行ったものでございます。

次に、2の契約期間ですが、令和8～9年度の2年間としております。

3の入札結果であります。今回の入札では、11の水力発電所を2つのグループに分け、入札を実施しました。

下段の2つの表を御覧ください。

まず、上の表の石河内第一発電所ほか5か所の電気の売却ですが、対象発電所に記載の6つの水力発電所を対象として、今年の9月18日に公告、同年、今年の11月5日に開札を行っております。

3者から応札がありまして、丸紅新電力株式会社が、1キロワットアワー当たり、税抜き12.21円で落札しております。

次に、下の表の祝子発電所ほか4か所の電気の売却ですが、対象発電所に記載の5つの水力発電所を対象として、石河内第一発電所ほか5か所の電気の売却と同日付で公告、開札を行っております。

6者から応札がありまして、こちらも丸紅新電力株式会社が、1キロワットアワー当たり、税抜き11.79円で落札しております。

それぞれの表の右欄には、現行契約を記載しておりますが、令和7年度の契約単価は、換算すると、1キロワットアワー当たり、税抜き9.8円ですので、今回の入札によりまして、石河内第一発電所ほか5か所の電気の売却は約2.4円、祝子発電所ほか4か所の電気の売却は約2円高くなっております。

続きまして、地域振興事業の現状について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

1の概要についてであります。

地域振興事業は、地域振興と県民の福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースなどを整備し、平成2年度から営業しており、これまでの延べ利用者数は累計で131万人超となっております。

2の指定管理者等についてであります。

平成2～17年度は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに業務委託をしておりましたが、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成30年度までは一ツ瀬川県民スポーツセンター、令和元年度からは株式会社モリタゴルフ、令和6年度からは株式会社青山石材を指定しております。

3の直近の経営状況についてであります。

令和3年度に利用者が一時的に増加となりましたが、近年は、ゴルフ人口の減少、度重なる

冠水によるコースコンディションの悪化、大雨、猛暑など環境の変化等により利用者が減少し、純損失を計上している状況であります。

31ページを御覧ください。

4の利用者の状況についてであります。

まず、(1)利用者数についてであります。

下の左側のグラフが県内ゴルフ場の利用者数であります。縦軸が人数、横軸が年度を表しております。青の折れ線が県内の利用総数、緑が県内ビジター、赤が県外ビジターであります。一ツ瀬川県民ゴルフ場は利用者のほとんどが県内ビジターでありますので、緑の折れ線で見ますと、直近10年間では約12%利用者が減少してきており、今後の利用者の減少が見込まれているところであります。

右側のグラフは一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者数であります。

平成2年度に開業し、ピーク時の平成4年度には約6万6,000人の利用がありました。その後は減少しております。ピーク時と比較しますと66%の減少、直近10年間でも約34%の減少となっております。県内ビジターと一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者数、ともに減少でありますけれども、減少の幅につきましては一ツ瀬川県民ゴルフ場のほうがより大きくなっているところでございます。

32ページを御覧ください。

(2)の年代別利用者数(延べ数)についてであります。

左のグラフを御覧ください。

令和3年度と令和6年度を比較しますと、各年代で利用者が減少しておりますが、特に60代、70代の減少が著しい状況にあります。

なお、10代は、若干増加しておりますが、これは県の競技力強化指定校である日章学園ゴル

フ部の部活動の利用によるものでありまして、指定校からは利用料を徴収しておりませんので、収入には反映されていないところであります。

次に、右の(3)実会員数であります。現在、ひとつせ友の会という会員制度を運営しております。その利用者についての分析であります。

上下2つのグラフを御覧ください。

新規会員をだいたい色のグラフで、既存会員を緑色で示しております。令和3年度と令和6年度を年代別に比較しますと、10代以下を除いて各年代とも緑の既存会員は増加しておりますけれども、だいたい色の新規会員は大きく減少しているところでございます。

33ページを御覧ください。

(4)のリピーターの状況についてであります。

①新規利用者のリピート率について、左側のグラフを御覧ください。

青の折れ線が令和3年度、茶色が令和6年度であります。令和3年度に初めて一ツ瀬川民ゴルフ場を利用した方で、年度内に2回目の利用をした方は約35%、3回目の利用は約19%ありました。しかしながら、令和6年度に2回目の利用をした方は約28%、3回目の利用は約12%となり、初めての利用者も減少し、リピート率も減少しているという状況でございます。

次に、②ヘビーユーザーの状況についてであります。

右側のグラフを御覧ください。

ヘビーユーザーというのを、各年度で年間24回以上利用された方を年代別に集計したのになります。青が令和3年度、茶色が令和6年度でございます。ヘビーユーザーの中心は60代以上ですが、令和3年度と令和6年度を比較しま

すと、60代は約5割、70代も約6割、80代も約5割減少しております。

また、下の表の右端、延べ利用回数について、令和6年度は令和3年度の約半分となっているところでございます。

34ページを御覧ください。

5の誘客対策についてであります。

これまで御説明しました利用者状況の分析を踏まえて、現在、新規会員の獲得、リピート率の向上、そしてコースの適正な維持管理とコース改善に取り組んでいるところであります。

具体的な取組内容としましては、ここに記載のとおり、若年層対策として、インスタグラムによるキャンペーンの案内やゴルフ場の風景などの情報発信や、②「ジュニアゴルファー応援割」、リピーター獲得のための③「また来てね！キャンペーン」、雨天時の利用者増とリピーター獲得を狙った④の「雨の日割!」、インスタグラムのフォロワー獲得のための⑤のプレゼント企画や、⑥の近隣の温泉施設と連携した温泉チケットの配布など、様々な取組を行ってきているところであります。

35ページを御覧ください。

6の誘客対策の効果についてであります。

下のグラフを御覧ください。

棒グラフは月別の利用者数で、令和5年度が水色、令和6年度が黄緑、令和7年度が赤色で示しております。新たなキャンペーン等の効果もありまして、9月、10月と前年度より増加しておりますが、令和5年度の利用者数までは届いていない状況であります。

折れ線グラフは、利用者の累計を示しています。令和5年度が水色、6年度が黄緑、7年度が赤色で、青は目標(採算ライン)でございます。

今年度の利用者は、10月末時点で前年同時期比758人増、約7%の増となっております、11月以降も同様に毎月の利用者が昨年度比で7%増加すると想定しましても累計で約2万4,000人でありまして、採算ラインである目標の2万9,000人には届かない状況となっております、非常に厳しい経営状況となっております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項の1つ目、令和7年度各事業の上半期の状況について質疑はありませんか。

なお、2番目以降に説明したその他報告事項については、別途質疑の時間を設けますので、この案件に限って質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 以上で、1つ目のその他報告事項、令和7年度各事業の上半期の状況について質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項2つ目、令和8年・9年度の売電入札結果について質疑はありませんか。

○工藤委員 資料29ページの落札価格が結構上がっているというところに関して、これは全国的に金額が上がってきているものなのでしょうか。

○栢木経営企画室長 現行9.8円という単価ですけれども、これが上がっているというのが全国的な現状でございます。

○工藤委員 やはり物価高とか、いろいろな様々な資材、機器材、人件費の高騰も合わせて電力、電気料金も上がってきている中で、売電というか、買ってもらう価格も上がってきている状況と捉えてよろしいのですか。

○栢木経営企画室長 物価等の影響もあるとは思いますが、水力発電については再生可能エネルギーというところで、環境価値、そ

ういったものも少し加味されているというふうになっているところでもあります。

○松浦企業局長 電力契約の関係が、これまで電力会社と随意契約でやっていたことで、その金額、単価の積算として、基本的にはかかる費用を売電単価にするという形でやってきたのですけれども、そこに競争入札というような形になってまいりましたので、今の電力需要、需給の関係の中で単価は全国的に上がっているという状況がございます——競争の中で、こういう単価が出てきているということがございます。

○荒神委員長 それでは、以上で2つ目のその他報告事項、令和8年・9年度の売電入札結果について質疑を終了いたします。

最後に、その他報告事項3つ目の地域振興事業について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 以上で、その他報告事項について質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 以上をもって企業局を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長に概要説明を求めます。

○吉村教育長 説明の前に、まずおわびを申し上げます。

委員の皆様には、御報告をさせていただきましたが、先日、県立学校の教諭が業務上横領の容疑で逮捕されました。県民の皆様、県議会議

員の皆様、そして何より生徒及び保護者の皆様に、多大なる御心配と御迷惑をおかけしておりますことに深くおわび申し上げます。

現在、取調べが行われておりますので、今後、事実関係につきましては詳細を確認の上、厳正に対処してまいります。

また、改めまして、教職員の不祥事防止及びコンプライアンスの取組の徹底を図ってまいります。

なお、当該学校におきましては、校長を中心に教職員が協力して、生徒の状況に寄り添った対応を行い、安心して授業及び部活動に取り組めるよう努めておりますので、教育委員会としましても、しっかり支援してまいりたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。

去る10月18日に行われましたひなたTENNIS PARK MIYAZAKI屋外コートオープニングセレモニーに、文教警察企業常任委員会から永山副委員長の御臨席をいただきました。

また、10月19日に開催しました県立美術館開館30周年記念式典には、荒神委員長をはじめ委員の皆様にご臨席をいただきました。

着座で申し訳ありませんが、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

次に、先月28日に、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案が決定したと国から発表されました。

今後、3月末までにユネスコに提案書が提出される予定であり、2028年の本登録に向けて前進することができました。

県議会議員の皆様には、登録に向けた取組はもちろんのこと、神楽イベントへの御出席、そ

して各地の神楽への御来場、地元保存団体への激励等をいただくなど、日頃から神楽への御支援をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

それでは、本日御審議いただきます教育委員会所管の議案につきまして、その概要を御説明いたします。

常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は、議案第1号及び第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号及び第5号）」、議案第25号「令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）」、議案第31号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

この後、議案の詳細につきまして関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須波教育政策課長 予算議案につきまして御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

初めに、議案第1号及び第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号及び第5号）」、議案第25号「令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

補正額につきましては、表に太線で囲んでいるところが3か所ございますが、その一番上の合計の欄の右から2番目に記載しておりますように、一般会計が30億9,241万9,000円、また、下から2段目の右から2番目に記載しておりますように、特別会計が104万円、これら一般会計と特別会計を合わせまして、一番下の右から2番目に記載しておりますとおり、今回、30

億9,345万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

このうち、表の右から4列目の議案第22号及びその右の議案第25号につきまして、教育委員会全体を一括して御説明いたします。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正であります。

具体的には、給料等の月例給の引上げ分の年間所要額及び特別給の0.05月の引上げ相当分等を盛り込んだものでございます。

補正額は、一般会計で30億3,342万3,000円、特別会計で104万円の増額であります。

なお、このうち、教職員課の補正額につきましては、人事委員会勧告に基づくものに加え、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改定による教職調整額の引上げ等によるものも含んでおります。

これらに係る条例改正内容につきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加であります。

記載のとおり、「冷房施設整備事業」や「県立学校老朽化対策事業」等につきまして、関係機関との調整に日時を要したこと等のため、計6事業、4億9,098万7,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、5ページを御覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

宮崎県スポーツ施設管理運営委託費において、自転車競技場等の供用開始に伴い、追加で維持管理費用が必要となりますことから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。この後、引き続き関係課長が説明しますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○田中スポーツ振興課長 資料6ページを御覧ください。

本指定管理は、1、指定管理の概要にありますように、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設の管理運営を行うもので、期間は3に記載しておりますように、令和7～8年度の2年間、令和8年度の指定管理料は4の表の左から3列目、当初の欄のとおり、4億4,613万6,000円であります。

今回追加する債務負担行為の内容につきましては、5に記載しております。

まず、来年1月に供用開始を予定している自転車競技場について、コース上の破損箇所の定期的な補修等に係る経費を追加しました。

また、3月に全面供用開始を予定している庭球場については、世界基準のハードコートや屋内コート、管理棟といった、これまでなかった機能を備えており、その維持管理に必要な経費を追加しております。

今回の債務負担行為の追加につきましては、これらの指定期間前に見込むことができなかつた経費や、算定できなかつた経費を計上するものであります。

○畑中財務福利課長 資料の7ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますように、財務福利課からは701万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、表の右から3列目の欄のとおり、122億4,492万1,000円となります。

その内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

(事項) 一般運営費(高等学校)の説明及び

事業名欄にあります一般運営費等であります。

補正の内容としましては、県立学校等のテレビ74台とカーナビ1台の合計75台分のNHK受信契約が未締結であったことから、過年度分の受信料を支払うため、増額補正を行うものであります。

未契約が発生した主な要因としましては、県立学校において、テレビの視聴用ではなく、DVDやパソコンのモニターとして使用しているテレビについても支払い対象となることを認識していなかったこと等によるものであります。

今後の対応としましては、モニターとして使用しているテレビについては、設置している部屋のアンテナ端子の撤去や、テレビ受信機能のないディスプレイへの更新を行ってまいります。

○田中スポーツ振興課長 資料9ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますように、スポーツ振興課からは5,000万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、表の右から3列目の欄のとおり、23億5,403万3,000円となります。

その内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

(目) 体育振興費(事項) 競技力向上推進事業、説明及び事業名欄の1、施設・設備整備であります。

補正の内容としましては、自転車競技場の整備に対して、国の補助金の交付決定があったことに伴い、増額補正を行うものであります。

詳細については、11ページで御説明いたします。

今回の補正は、自転車競技場改修工事の最終年度の工事を増額するものであります。

具体的には、2、補正内容のとおり、国スポ

大会実施時に必要となる、各県選手が待機等を行うスペースを確保するため、右の補正予算の整備対象箇所の絵がございしますが、その絵のピンクの線で囲んでいる箇所の舗装に要する費用となります。

○田中文化財課長 資料12ページをお願いいたします。

表の左から3列目、補正額の欄の一番上の行にありますとおり、198万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、8億3,837万8,000円となります。

資料13ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、(事項) 博物館教育普及費の説明及び事業名の欄に記載しております新規事業「総合博物館デジタルアーカイブ推進事業」に対する全額国庫補助が決定したことに伴い、増額補正をお願いするものです。

資料の14ページを御覧ください。

本事業は、総合博物館の資料のデジタルアーカイブ化を推進し、博物館のホームページの利便性を向上させるとともに、本県の貴重な資料に対する利用者の興味関心を高め、さらなる文化・観光の振興に寄与することを目的としております。

事業の概要は、博物館が所有する刀剣60点の高精細デジタル画像の作成について専門技能を有する業者に委託し、博物館が管理運営するポータルサイト「みやはくデジタルコレクション」で公開するものです。

また、国立国会図書館が管理運営するプラットフォーム「ジャパンサーチ」と連携することで、様々な分野のアーカイブ機関との連携も図られ、全国の多様なコンテンツと同様に検索、閲覧、活用が可能となるものです。

(3)の成果指標につきましては、前年度のホームページアクセス数が実際の来場者数の約2倍であった傾向を踏まえまして、平成29年度に実施した刀剣に関する特別展「日本の刀の美と歴史」の来場者数1万1,321人の約2倍に相当する約2万件をアクセスの増加分と見込みまして、これを前年度アクセス数に上乗せした数値として、45万件を目標値に設定しております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○永山副委員長 今説明いただきました資料14ページの「総合博物館デジタルアーカイブ推進事業」のことについてお伺いいたします。

刀剣のところを今回されるということだったんですけれども、これは国の事業かと思うんですが、次年度以降の計画とかがあれば教えてください。

○田中文化財課長 今回、刀剣をいたしますのは、刀剣が鏡のように反射する性質を持っているため、撮影には特殊な道具と撮影技能を要することから、今回は刀剣のみ高精細デジタル画像の作成を委託しているところです。

また、今後の計画については、予算の状況を見ながら随時進めていく計画にしておりますが、できるだけ、自然でいえば絶滅した種とか、そういうものを優先して進めていく、また歴史的価値が高いものを優先して進めていくことになります。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは次に、特別議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○菊池教職員課長 資料15ページを御覧ください。

(2)議案第31号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由についてであります。人事委員会勧告及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法等の一部改正を踏まえまして、所要の条例の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1)給料表につきましては、市町村立学校職員のうち教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに改定します。

また、校長、副校長及び教頭の本給に、教職調整額増額相当分である月額4,000円または3,800円を加算いたします。

(2)諸手当等につきましては、ア、教育調整額を令和12年度までに段階的に10%に改善し、令和7年度は4%から5%に引き上げます。

次のページを御覧ください。

イ、義務教育等教員特別手当等については、支給対象を(ア)学級を担任する業務、(イ)それ以外の業務と定め、支給限度額を8,000円から8,200円に引き上げます。

また、多学年学級担当手当は、(ア)に含まれることを踏まえ廃止いたします。

そのほかにも、ウ、特殊勤務手当の上限を月額7,500円から8,000円に引き上げ、エ、宿日直手当につきましても上限を300円引き上げます。

次に、3の施行期日についてであります。令和7年4月1日から施行し、2(1)のイ及び2(2)のア～ウにつきましては、令和8年1月1日から施行いたします。

最後に、資料にはございませんが、行政職及

び県立学校職員の給料表、また、諸手当の改正につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。
特別議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○工藤委員 カヌー協会の方が捕まったということで、今後の予防策はどのようにしていくのか——概要がまだ分かってない状況だとは思いますが、同じようなスポーツ団体が多い中で、どういうふうに同じようなことが起こらないようやっていくのか、聞かせていただければと思います。

○田中スポーツ振興課長 今回、いろいろ皆様に御心配をおかけしまして、大変申し訳ございません。教育長が冒頭に申したとおりなんですけれども、今回の報道を受けまして、まず本課がスポーツ協会の所管をしているということで——ただ、現在、今回報道にありました強化費関係については、国スポに向けてということで、今、国スポ局内の競技力向上推進課が担っている部分もございまして、逮捕報道の翌日に、宮崎国スポ・障スポ局と、教育委員会、連名でスポーツ協会に対し文書を発送させていただきました。その内容としましては、再発防止に向けた取組をしっかりと各競技団体が行ってほしいと、そういう指導を行っていただきたいということが大まかな内容なんですけれども、具体的には、事務の適正な執行、内部管理体制の点検の周知等についてお願いをしたところです。

それを受けまして、県スポーツ協会のほうから、各競技団体——県内の関連団体に対しまし

て、11月28日付で通知文が発送されております。その中に記載されている内容につきましては、補助金等について個人通帳での管理禁止とか、団体登録者への通知の趣旨の共有・徹底、それからコンプライアンスに係る研修会を早急に各競技団体でも実施してほしいということでございます。

実は、令和4年に体操協会と同じような事案が起きたときに、そのときにもスポーツ協会から通知を各競技団体に出してお願いをしております。今申したような内容はこれまでも実際に通知されております。ただ、今回、令和2年の問題だったということではあるんですけれども、こういう報道があったということで、改めて同じようなことが繰り返されないようにしっかりと徹底していくということ、通知を出すといった対応をしているところでございます。

○菊池教職員課長 サービスをあずかる教職員課としても、同様に重く受け止めております。逮捕に至った先月は、ちょうど県内一斉服務規律強化月間に当たる月でございました。その取組の一つとして、部活動の状況把握とその指導を各学校で取り組んでいた最中でした。その取組の中には、チェックシートも含めまして、金銭的な部分も対応することとしておりましたが、結果としてこのような事態が起こっておりますので、今後さらに各機関と連携しながら、教育長が申したとおり、事実をしっかりと見つめて次に生かしていきたいと思っております。

○荒神委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。
暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時56分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は午後1時といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を散会いたします。

午前11時57分散会

令和7年12月5日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(6人)

委員長	荒神 稔
副委員長	永山 敏郎
委員	坂口 博美
委員	中野 一則
委員	安田 厚生
委員	工藤 隆久

欠席委員(1名)

委員	本田 利弘
----	-------

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	黒木 一寛
総務課主事	高妻 勇斗

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

議案等の採決を行います。採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第31号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第31号につきましては、原案のとおり可決すべきと決定

いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月22日木曜日に予定されております閉会中の委員会についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時6分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

1月22日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

令和7年12月5日(金)

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時6分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 荒 神 稔

